

平成30年12月6日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
書記	坂本	裕美子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	中園	昌秀
副市	長	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
企	画	馬場	浩義
市	民	栗秋	克彦
環	境	原田	英雄
福	祉	白坂	正彦
子	育	平島	英敏
健	康	橋爪	美栄子
介	護	平島	隆夫
都	市	原	寿之
林	業	若杉	信嘉
上	下	溝上	啓之
黒	木	井上	秀樹
上	陽	井上	明
星	野	江頭	弘之
観	光	田代	秀明
観	光		

議事日程第5号

平成30年12月6日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

1 樋口良夫議員

第2 議案審議

- ・ 質 疑 (委員会付託)
- ・ 討 論
- ・ 採 決

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第12号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第13号 専決処分について（事故による損害賠償）

議案第77号 専決処分について（平成30年度八女市一般会計補正予算（第4号））

議案第78号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第80号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 八女市子育て支援総合施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 筑後中央広域都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 指定管理者の指定について

議案第84号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第5号）

議案第85号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。議案質疑表、委員会分科会日程表をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

17番樋口良夫議員の質問を許します。

○17番（樋口良夫君）

皆さんおはようございます。12月定例会での一般質問の最後となりました。よろしく願いいたします。また、傍聴席の方、足元の悪い中、傍聴いただきましてありがとうございます。

さて、現在の本庁舎であります。庁舎建物としての耐震性能、庁舎の狭隘化、バリアフリーへの対応、プライバシーの確保、住民、職員の利便性など、多くの課題を抱えております。そういった状況下、以前より数名の同僚議員から、より安全で、駐車場を含む利便性のよい庁舎設置を目指すべきではないかと本会議での一般質問等が出されておりましたが、平成30年度に入り新庁舎建設に向けてスタートし、多くの住民の皆さんとともに歓迎すべきところであります。

今回、通告いたしております新庁舎建設についての質問であります。1つ、市民懇談会の際、新庁舎建設候補地を5カ所示されております。その内容説明を。2つ目、市民、職員の駐車場の確保をどう考えているのかを、それらに基づき、関連性を含めて質問いたしますが、地域住民の方々の大きな声でもあるということをあわせて認識されることを求めたいと思います。

詳細につきましては質問席のほうで質問いたしますので、明確な御答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。17番樋口良夫議員の一般質問にお答えをいたします。

新庁舎建設についてでございます。

市民懇談会の際、新庁舎建設候補地を5カ所示されたらと聞くと。その内容説明をお願いし

たいということでございます。

新庁舎の建設に当たりましては、平成36年度までが活用期限である合併推進債を活用して、地方自治法や合併協定書及び新市基本計画との整合性の観点から、旧八女市域内が望ましいと考え、旧総務省基準と他市事例を参考に、敷地面積1万4,000平方メートル以上と設定をいたしました。市有地でこれらの要件を満たす場所は現本庁の敷地しかなく、候補地の一つといたしました。また、民有地も視野に入れ、現在地との比較検討の上、建設地を選ぶ目的で、建設できる可能性のある民有地4カ所を抽出したところでございます。

次に、駐車場の確保はどう考えているのかと。市民、そしてまた職員の駐車場のことでございます。

新庁舎の建設場所につきましては、まだ決定には至っておりませんが、庁舎利用動態及び他市事例から、本市の場合は来庁者用駐車場として160台、公用車用駐車場として150台分の確保が必要と算出しております。また、職員駐車場につきましては、これらとは別に検討していかなければならないと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（樋口良夫君）

まず、今、市長からいろいろ、るる答弁をいただいたわけであります。

まず最初ですけれども、ことし8月に18歳以上の八女市民3,500人を対象に、市民目線の意見を把握するため、市民アンケートを実施されております。市民の抽出にはどういった方法をとられたものか、お伺いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

新庁舎建設に当たりましては、市民の意見を幅広く、そして多くいただきたいという旨から市民アンケートを実施させていただいたところでございます。

調査対象のお尋ねですので、八女市民の3,500人、18歳以上で無作為で抽出をさせていただいたところでございます。

○17番（樋口良夫君）

今の課長の答弁があったわけでありますけれども、3,500人に配布をされまして、その回答率は1,302名ということで、回収率が37.2%になっております。今申されましたように、市民の幅広い意見を聞きたいということで、把握するためのアンケート実施だったと思えますけれども、37.2%というのは余りにも、私が考えるに回収率の悪い、低い数字だと理解しております。やはり実施する前に、アンケートを実施するということを市民への周知、そういった中によってまた抽出があるかと思えますけれども、そういった周知をしっかりとすべきだったんじゃないかなと思えますけれども、その点についてお伺いいたします。課長お願い

します。

○企画政策課長（馬場浩義君）

市民アンケートにつきましては、新庁舎建設に当たりまして多くの御意見をいただきたいと考えたことは先ほど申しましたけれども、新庁舎建設に関する市民アンケートをそういった意味で実施したところでございます。

市で毎年実施しております市政に対する市民アンケート、これが1つ毎年行っているアンケートとしてございますけれども、こちらについてのアンケートをどのようにしているのかということをもつて事例で御紹介させていただきますと、毎年2,500人を対象にお願いしているところでございます。今回のアンケートにつきましては3,500人を対象にお願いしているところですので、1,000人、こちらを多くお願いしているところでございます。

回答数につきましては、議員からもいただきましたけれども、1,302人で回答率37.2%でございます。今年度の市民アンケートの回収数を御紹介しますと862人、回答率が34.5%。こちらを今回のアンケートでは上回っていると考えているところです。統計的に見ますと、現在の八女市の人口では約700人程度の回収ができれば信頼に足るものであると認識をしているところでございます。それから考えますと、信頼性は高いのかなと捉えているところでございます。

また、このアンケートに加えまして、本庁及び支所におきまして意見箱を設置させていただきまして、御意見のほうを寄せていただいたところでもございます。

周知についてのお話もありましたけれども、周知につきましてはアンケートの御協力を、アンケート期間ではございますけれども、FM八女でお願いを呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今、回収率からいけばよかったという御判断のようでございます。いろんな他市の、例えば、新聞等で、また今テレビ等でございますけれども、いろんなアンケートをして、それらの回収率等ございますけれども、私が考える中において、やはりこういった大きな一つの事業であります。そういった大きな課題であります、大きな問題でありますので、やはりそういった面についてはもう少し、先ほど言われました多くの意見を聞きたいと。多くの住民の方の意思を聞きたいということでございますので、今後はほかの事業等も含めまして、アンケートの際、回収率がよくなるように、いろんな機関を通じて、ぜひとも持っていただきたいと思っております。

それと、先ほど本庁、支所に意見箱を置いたと。その期間、FM等で流したということでございます。しかし、市民の声を聞きますと、そういった意見箱がその期間中あったという

ことは知らなかったという方が大部分であります。それは確かにFMを聞いていなかったという市民の責任もあるかと思えますけれども、やはりそういった中において、要するに市民の方が知らなかったということは何らかの手段を今後講じるべきじゃないかなと思います。

結果、その意見箱でありますけれども、旧八女市で60人、黒木で8人、立花で6人、上陽で11人、矢部で10人、星野で11人、計106名の人しか意見箱に投じておりません。その結果を見ますと、確かに意見箱の周知、せっかくそういった手段を用いるならば、やはりそういった意見箱の設置ということをいろんな手段を通じて呼びかけるべきじゃなかったかなと、私はそう考えております。

先ほどから言われますように、広く市民の声を聞くということで、せっかく用意された意見箱であります。これは確かに素晴らしいことだと思います。やはり必要なことだと思いますし、本当に適切なことだと思いますけれども、十分な活用ができなかったという点に関しては、ほかのいろんな手段を通じて、ぜひとも今後進めていてもらいたいと思います。今回、本当に残念だったんですけど、今後に活かしてもらいたいと思います。

それと、次でありますけれども、財源面であります。

新庁舎建設のための財源でありますけれども、先ほど市長の答弁にもありました。合併後15年に限り活用できる地方債であります合併推進債を活用されるということですが、確認でありますけれども、事業費の90%を借り入れし、元利償還金の40%を地方交付税で措置されるということでもあります。それを考えますときに、やはり庁舎の整備全体の36%が交付税措置になるかと思えますけれども、確認のため、お伺いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

議員おっしゃられたとおりの考え方で合併推進債は交付措置されるものと考えていただいて結構だと思っております。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

ありがとうございます。

そしてまた、別個に福岡縣市町村合併支援特例交付金でありますけれども、庁舎建設に伴い、約276,570千円が交付されるということのようですが、総事業費の大小にかかわらず、一定額の交付金なのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

福岡縣市町村合併支援特例交付金につきましては、合併した市町村に合併したことによって生じるだろうと思われる事業につきまして交付されるものと考えております。今、御紹介いただきました276,570千円につきましては、今回の新庁舎建設に充てることができると捉

えております。

○17番（樋口良夫君）

いや、そうではなくて、要するに新庁舎建設のための総事業費がありますよね。そのため、そのときの大小、要するに事業費の多い少ないに限らず、この276,570千円というのは定額であるかということです。御答弁をお願いします。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

合併支援特例交付金につきましては、合併したことによりまして、ちょっと総額は忘れましたが、総額が幾らといただける交付金額が決まりまして、その中から合併した際に電算統合とかございますよね。電算を統合するとか、その他の事業に使える分がございまして、まずその分を使いまして、その分に充てまして、残った分を庁舎にしか使えないということで、2億何ぼ残っておりますけど、これについては庁舎にしか使えないということになっております。

○17番（樋口良夫君）

理解いたしました。やはりそういった合併後の特例交付金がございますので、ぜひともそれを活用して、今度の新庁舎建設に十分生かしていただきたいと思っております。

それと続きまして、駐車場の問題であります。

新庁舎の駐車場でありますけれども、来庁者、そして職員、公用車を含めてですけれども、それぞれ何台を想定され、考えられているかということで先ほど答弁をいただきました。来庁者160台、それと職員関係で150台であるかと思っておりますけれども、職員さん方の職員の通勤アンケートによりますと、現在407名の約82.1%の方が車使用通勤となっております。やはり今、ことしの夏もそうだったんですけれども、本当に暑い夏でありました。それとまた、残業等で遅くなった場合など、今の時代、本当に想定できない事件等が多々ありますので、やはり来庁者、そして職員の方も含めて、私の考えとしては職員駐車場を含めての駐車場確保が必要ではないかと考えております。

そういった面で大幅に、駐車面積を今お考えでありますけど、また先ほど職員駐車場については後ほど考えるということも市長も申されました。しかし、やはり同じ箇所に、同じ場所の設定でぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、その点どういったものか、部長お願いします。

○企画部長（井手勇一君）

駐車場の問題でございますが、私たちが懇談会のほうに提案した内容といたしましては、来庁者用として160台、そして公用車等として150台の合計310台の駐車場を最低確保したいということで、今、提案をしているところでございます。

職員駐車場につきましては、現在が市役所の近郊に4カ所ですかね、ありまして、あと市有地も使いまして、そこに駐車して通勤というか、市役所まで徒歩で来ているような現状でございます。そういうこともございますけど、当面、敷地面積を一定の面積を確保するという事で提案いたしておりますので、まずは来庁者用、公用車等の駐車場を確保いたしまして、職員の駐車場につきましては、また先ほど市長答弁にございましたように、またその後で検討をしていきたいと思っております。できるだけ市役所の隣接地とか近郊に確保できればと思っております。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今の部長のほうより答弁いただいたわけでありまして、今、庁舎あたりの建設予定地の建設の平米数も示されてきておりますけれども、1万4,000平方メートルということ先ほどから申されております。ということになってきますと、やはり一緒の場所にしても、多分許容範囲にあるんじゃないかなと思っております。そして、先ほどから申しましたように、特に女子職員あたりが残業等で遅くなった場合の安全性とかも考えていきますと、やはり同じ位置に設定ができますように、これは要望ですけれども、ぜひともそういう設置方を御検討願いたいと思っております。

続きまして、予定地の件でございます。

先ほど申されましたように、旧八女市内で庁舎敷地として1万4,000平方メートル以上を確保できる候補予定地として、先ほど市長答弁の中で、市有地1カ所、民有地4カ所、計5カ所を抽出したと答弁いただきました。

現在の本庁舎の場合、隣接する、どうしても市有地の中では、やっぱりおりなす八女との関連が出てまいります。これは今までに一般質問等でも出てきた案件でございますけれども、おりなす八女の駐車場は御存じのように本当に狭くて、多くの集客があるイベントの際など、駐車するスペースが全く不足をします。その場合、本庁舎の駐車場も満杯になるわけでありまして、駐車できないことが多々ありまして、皆さん御存じのように、市民や市外からの来場者など、多くの方から苦情が出ているというのが現状であります。

おりなす八女でありますけれども、今、いろいろ多くの人の意見を聞きますと、おりなす八女での催し物あたりを含めて、皆さん方は本当におりなす八女ができてよかったという声をよく聞きます。また、催し物もいろいろ努力してもらっているということを知ると本当に嬉しいことでもありますけれども、今後、市民会館として、市民のためにやっぱり今以上にイベント等により円滑な運用が望まれますし、そのためにも現在の車社会の中で駐車場の確保が必須だと、必ず必要だと考えております。

現在の本庁舎跡に建設ということになりますと、工事期間中、約18カ月ないし24カ月、1

年半から2年ほどの工事期間になるかと思いますが、その期間、工事関係車両の使用で、現在の本庁舎駐車場の使用は安全性からいって本当に厳しいと考えております。この点、おりなす八女との関連性も含めて、副市長としてどうお考えなのか、お伺いいたします。

○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

今の場所を仮に市が選んだといった場合、工事期間が大体18カ月から24カ月ほどかかるけれども、その期間の駐車場対策をどうするのかとの質問であったと思っています。

ちょっと少しその話の前に、今、市のほうでも、先ほど市長のほうから答弁ございましたように、5カ所のところを選んでおりまして、最終的にどこを選ぶかは、今、結論を急いでおるところでございますけれども、仮の話の中で、その中で本庁舎を選んだ場合の工事の関係でございますけれども、当然、今のところに建てるということになる、今の庁舎で業務をしながら、そしてなおかつ新しい庁舎を建てていくということになる。そうすると、駐車場というのは今使っている駐車場のところがまた減ってくる形になりますので、駐車場不足は当然予想されることについては間違いないだろうと思っています。

ただ、うちのほうはそこに場所を決めたと仮定をしますと、そういったときには当然18カ月から2年間は駐車場が不足しますので、その間はどこで市民の方たち、またはおりなす八女を利用される方たちの駐車場を確保していくのかと。そういったことまで含めたところで結論を出していく必要があるだろうと思っておるところでございますので、今どうする、こうすると。どこをどのようなことを確保していくということについては答弁はできませんけれども、そういったところを当然理解した上での結論を一定出していかざるを得ないとも思っているところでございます。

○17番（樋口良夫君）

今、副市長から答弁いただきました。多分、今後のタイムスケジュールの中におきまして、やはり予定地というのは平成30年度中に決定という形になりはしないかと思えます。そういったもろもろを考えた場合、本当に今、おりなす八女に期待されている市民の方も数多くいらっしゃいます。

それで、これは私の私見でありますけれども、やはり駐車場が、現在、おりなす八女のかかわりで目いっぱいである、また足りないということの現状があります。今後、あくまでも私の考えですけれども、将来的に駐車場を広く持つことによって、例えば、今、伝建地区あたりも物すごく力を入れられていらっしゃいます。やはり外部からの来訪者、見学者も実際多くいらっしゃっていますし、特におひな祭りとか、そういったときも本当に多くの方がいらっしゃっていますけれども、そういった場合、例えば、マイクロバス、あるいは貸し切りバスあたりがあそこに駐車でき、それを起点として散策していくということも、やっぱり

今後、総合的に考えなくちゃいけないことじゃないかなとも考えております。そういった面を含めて、今、検討の段階でありますけれども、そういうことを含めて検討方、願いたいと思います。

これも私の考えですけれども、将来の八女市を考えた場合、候補地、民有地でありますけれども、山内地区の民有地が最適であると考えております。八女市は県内で北九州市に次ぐ482.44平方キロメートルと広大な面積でありますし、やはり合併して、例えば、東西においても矢部から八女と、星野から八女と、本当に距離も長くなっております。交通アクセス面から見ましても、矢部から黒木、そして八女を通じる国道442号、そして柳島、そして市道矢部線ですね。今、まごころ会館の前を通っている大きな道路でありますけれども、そしてあと星野から上陽、そして八女に通じている県道八女香春線、そしてまた、立花から八女に通じている八女立花線あたりのアクセス面、そして、これは近い将来、まだ確定じゃありませんけれども、これはあくまでも可能性であります。国道3号のバイパス路線が忠見地区内に設定される可能性があるということをお聞きしておりますし、その可能性というのもやはり大きいんじゃないかなと思います。

そういった交通アクセス面や八女市全体の地理的な位置づけ、そういった面からも最適であると考えますが、そういった交通アクセス面、今、私が申し上げたものに対して、副市長としてどのような形で捉えてあるか、この面についてお伺いいたします。市長よろしいですか。市長に最後にちょっとお伺いします。副市長よかですか。

○副市長（中園昌秀君）

今、議員のほうの考え方が、我々が示している5つの候補地の中での一定の考え方を示されたわけでございますけれども、市民懇談会の中でも提案している中で、市民懇談会の中でもいろんな意見が出ているということは、担当のほうからは私のほうも聞いておるところでございます。

今申し上げましたとおり、国道3号の話、バイパスの話ですね。これも当然、話としては上がってきているということも伺っておりますけれども、国道3号の話になりますと、今、国のほうでも八女市としての長年の要望、希望がかなってございまして、やっとこれが実現可能な段階になってきたと。しかし、まだまだ道路の法線等についても決定していないというスケジュールもございまして、そういったところも含めると、タイムスケジュールの関係でいきますと、国道3号だけのバイパスの構図を捉えると、非常に厳しいのではないだろうかともちょっと思っているところがございます。

場所につきましては、いずれにしましても、いろんな、今、議員のお考え方をちょっと述べられましたけれども、我々としましては、そういった市民懇談会の中でも数多くの意見が出ておりますので、そういったところを一つ一つ意見を拝聴する中で、できるだけ皆さんに

納得いただけるような形の中で、場所については最終的には決定をしていきたいと思っておりますので、今ここでどうのこうのということは、ちょっと答弁については差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○17番（樋口良夫君）

今、副市長から答弁いただいたわけでありましてけれども、やはり今の時点において申し上げられないというのが本当に妥当、全くそのとおりで理解をいたします。これは今後、やはり10年、あるいは20年、30年ということ、八女市を想定した場合、これは八女市、要するに行政でありますので、例えば、経済活動の関係、JAあたりと全く違いますけれども、絶対にあってはならないことですが、八女東部の各支所において人員削減等でなかなか支所機能がそういった意味で低下をしたり、そしてまた将来的に、20年、30年となった場合、絶対あてはなりませんけれども、廃止となった場合、八女全体の将来的な形、構造、構図から申し上げても、先ほど言いますように私見であります。そういった場所が八女地区は適当ではないかと私は考えております。今、どうこうということは決して申されないというのが、それは本当に全くそのとおりで理解いたしますけれども、そういった面を含めて市長はどうお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

いろいろ状況分析、あるいはまた議員としての御意見を今お伺いいたしたところでございますけれども、議員の皆さん方も御承知のとおり、今の時期がどういう時期かというのは、やはりおっしゃるような次の世代の10年、20年後の若い世代が八女を愛して残ってくれる、そしてまた多くの観光客が八女に来ていただく、こんなことを、それからまた産業の面では、きのうも御質問ありましたように、何といたしても、やはり農業の確立をさらに強固なものにしていかなければならない。これは県、あるいはまた国等の支援もいただきながら進めていかなきゃならないと思っております。

話が飛び飛びになって申しわけございませんけれども、国道3号のバイパスについては、これはようやく国土交通省と広川町と八女市と協議に入ることになりました。これから協議をしていくことになろうかと思っておりますし、国土交通省がいよいよ立ち上がってくれるということになってきております。

ただ、これは先ほどおっしゃったように、通学とか通勤の非常に広範囲の八女市ですから、交通網の体制を整えなきゃならないという大きな課題がございます。その交通網の体制を整える意味でも、国道3号のバイパス、あるいは今、建設中の国道442号の黒木バイパスを初め、道路についてはこれからもやっていかなきゃいかんだろうと。

ただ、国道3号の場合にしても、国道442号の場合にしても、交通網だけを考えるとそれ

だけの投資をするのに十分ではないと。やはり東部の経済効果、これからの経済効果をどう出していくのか。この道路の建設によって活性化をどう進めていくのか。これが実は大きな目的の一つでもあるわけですので、道路をつくって、ああ、よかった、よかったで終わっては意味がないわけで、道路を計画していく中で、その道路を活用した次のことを我々は今考えているわけでございまして、できたときにはもう完全に活用が決まって、そして事業が推進されていけるような環境を整えていかなきゃならないと思っております。長年、10年かかりましたけれども、国道3号のバイパス、おかげさまでそういうことで具体的に進行することになったわけでございまして、八女地域にとって大きな、私はこれを生かしかれるか、生かしかれないかというのは、今、皆さん方の御意見を聞かせていただきながら、今からやらないと遅きに失するのではないかと思っておりますので、我々も担当部局を中心に議論を進め、また市民の皆さん、議会の皆さん方の御意見も聞かせていただきながら、この準備を広川と同時に進めていかなきゃならないと思っております。

それから、庁舎の問題は、今、中園副市長からも企画政策課長からもございました。いろんな意見を私どもは特別委員会、議会でも委員会を設置いただいて議論いただいていると思っておりますけれども、いろんな角度から考えていかなきゃならないと思っておりますので、どうやってコストを安く建設できるかというのは一つの大きな課題であります。どうやって市民の皆さん方にこの建設中に御迷惑をかけないでいけるのか、このことも課題でございまして、さまざまな課題を解決しながら庁舎建設については決定をして、そして私の考え方としては、市民、議会の皆さん方の意見を集約した中で候補地を今年度中には何とか決めたい。そして、来年度は基本設計、実施設計に入りたいというのが私の現在の気持ちでございまして、いつまでも時間をかけて議論しても、議論するロスだけが多くなって、実際にはなかなか事業着手ができないことになってはいけません。決めた以上はやはり早くやって、特に八女の場合は、さっき申し上げたように、合併特例債の問題、あるいは交付金の問題、交付金はまだ残っております。しかし、庁舎建設にしか使えない。今、課長が申しましたけれども、そういう財政的な問題も実は極めて重要なことでございますので、総合的に捉えて、できるだけ早く着工できるように、一日も早く市民の皆さん方、議会の皆さん方に利便性を高めた活動ができるように努力をしたい。できるだけ結論を早く出して、早く着工の運びに持っていきたいと考えております。

○17番（樋口良夫君）

今、本当に市長のほうから、それぞれの八女市にとって今後につながる説明をしていただきました。

最後になりますけれども、本当に先ほどから申しますように、今後の八女全体の方向を左右するだけの最重要課題だと私は認識をしております。今後、言われますように、市民懇談

会を初め、庁舎内でしっかり十分な協議をされることで、多くの市民の皆さんの期待につながり、市民にとって本当に八女市に住んでよかったなという形で、やはり将来に、先ほど言われますように、次の世代をつなぐ若者たちにとっても本当によりよい幸福度につながるように、平成30年度に決定ということにならなくちゃいけませんけれども、そういった面の平成30年度中によりよい位置づけを、位置決定されることを強く求めたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

17番樋口良夫議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

議会のたびに専決処分として出ております。ちょっと図を見ましたけれども、土橋郵便局の交差点と、青になったから直進と、横から出てきたと。パーセント的には確かに加害者、被害者ありませんが、向こうの車が加害率としては多いと思いますけれども、本来、これは保険屋さんが決めたかもしれませんが、見るだけならもう100、ゼロかなと思いますが、これはパーセント的にはもう保険屋同士が話し合ってきた数字ですかね。まずお聞きします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今回の事故につきましては、おおよそ職員側のほうが停止線をとまっていたときに、横からちょうど信号が青になったことによって直進方向に進み出したときにぶつかったような事故でございます、そのことで割合が決まっていると思います。85%ということで相手側のほうに過失割合があるんですけど。ということで、その件につきましては保険会社同士の中で決まっているような状況です。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

報告第11号の資料を見ますと、停止線が土橋郵便局、これもはっきりは言えませんが、これで見ると建物よりも随分前に停止線があると。相手方は無理な割り込みとしか見えません。確かにパーセント的には85と15ですか。何か100、ゼロと言ってもいいかもしれま

せんけれども、なかなか100、ゼロというのは出ないかもしれませんが、これは仕方ないのかなと思っておりますが、当初から85と15という数字が出てきたわけですか、それはいかがですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

当初からというか、保険会社同士で事故の状況を把握される段階で、何度かは協議があったと思いますが、その中で最終的に85%と15%という結果になったように認識しております。以上です。

○9番（牛島孝之君）

はい、結構です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第12号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

今回の報告、事故の関係につきましては、星野の駐車場の車どめのアンカーピンが抜けておって、それに車が駐車中に接触してこういう事故が起きたということで理解しておりますけど、ちょっと星野支所長にお尋ねしますが、これのアンカーピンというのが抜けるということ自体が大変不思議なことをごさいます、何かそこら辺についての原因究明というのが分析できましたか。

○星野支所長（江頭弘之君）

御質問のアンカーピンの件につきましては、土木の施工業者並びに製品を製作する業者に問い合わせしたところ、なかなか原因についてはわからないと。まず、10センチも上がることはないだろうという回答でございました。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

こういうことが発生したということは、当然2度目の可能性もあるということをごさいますので、これはどなたに聞いたらいいのかあれですけど、こういう類似の施設というのは多分に全市的にあると思うんですが、ここら辺の点検状況、そこら辺について、ちょっとこれはどちらに聞けばよろしいですか。やられましたか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

各公共施設の安全点検等につきましては、各所管課で定期的に行われているものと認識しております。

○3番（田中栄一君）

定期的に点検が行われておるということでありますけれども、やはりこういった事故が起きたということであれば、きちっとその後に一斉点検をすべきじゃないかと思いますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今回、この事故を受けまして、全庁的に点検を行うように通知をいたしておりまして、そちらで点検を行っておりますので、引き続き、今後も定期的な点検を行いたいということで考えております。

○3番（田中栄一君）

終わります。

○9番（牛島孝之君）

続けてお聞きします。今言われました点検をしますということですが、事故があつておるのが8月18日、当然、早急というなら、全てそういうものについては点検が終わつたということですか、まだ終わっていないということですか。そこは確認できますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

全庁的に行っている結果につきましては、各所管課からの報告は口頭で受けておりますので、早急に点検されているものと考えております。

○9番（牛島孝之君）

考えているんじゃないくて、終わったということで了解していいですか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

はい、そのとおりでございます。点検を報告いただいておりますので、点検は終わっております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

相手車両損害額ということで、過失割合を八女市80対相手方20となっております。今、星野支所長が言われましたように、業者に聞いたところ、そういうことは聞いたことがないところが、現実に聞いたことがないことが起きておるわけですね。これに対して、施工業

者はもう何年たっておるかもしれませんが、そこに対する損害賠償というのはあんまりかもしれませんが、そういうお話はされていますか、されていませんか。

○星野支所長（江頭弘之君）

今、質問の車どめについては、施工時については当然工事が終わった際、竣工検査を行って、確実に施工がなされている確認をして、うちのほう引き取りをしております。

今回の件につきましては、数年たっておりますので、アンカーピンが10センチ出た原因についてはなかなか原因究明ができないということで、施工業者のほうについては今のところ問い合わせはしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それこそ、さっきのと逆に過失割合、八女市80対相手方20と。相手方20が、よく相手の方が認められたなど。本来、これは八女市が一番悪いというあれですけども、それなら逆に先ほどの案件と違いまして、100、ゼロと本来すべきではなかったのか。終わっているということだけれども、今後もそういうことはあり得るんで、随時、定期的に見ていくとか、そういう点検をぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にともども、これをもって審議を終わります。

報告第13号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

この事故発生略図及び事故状況を見ますと、公用車は全部頭のほうから入っております。交通安全協会の指導員もしておりますが、駐車場にとめるときにはなるべくじゃなくて、出やすいようにバックでとめてくださいという指導をします。そういう指導を職員に対してされてあったのか、総務部長、お聞きします。

○総務部長（石井稔郎君）

議会ごとでありますけれども、たびたびこのような公用車の事故の報告をさせていただくことになりまして、まことに申しわけなく思っているところでございます。大変済みませんでした。

今、おっしゃるところの公用車の取り扱いですけれども、おっしゃるように、バックのと

きの事故が多かったということで、駐車場にとめる際は周りの十分なスペースの確保を確認して、そして、バックでとめるということを指導いたしております。また、単独で運転しておった場合のことについても、極力同乗者がいる場合には同乗者によって周辺、あるいは後方の確認をしながら安全確保に努めるということを常々指導をしているわけですが、今回このようなことに至ったことについては大変反省をし、重く受けとめ、次、事故がないように、この事故を反省としていきたいと思っております。どうも済みませんでした。

○9番（牛島孝之君）

それこそ相手方が前部で公用車が後部を接触したということで、公用車の損害額ゼロ円となっております。いつも聞きますけれども、本来、ゼロ円というのがありますかどうかをお聞きします。

○財政課長（田中和己君）

今回の事故につきましては、公用車側のほうはほとんどバンパー部分の傷がなかったものですから、塗装のほうの部分補修については職員のほうで行っておりますので、今回の損害額はゼロということでした。よろしくお願ひします。

○9番（牛島孝之君）

それこそ事故が専決処分ということで、よくありますけれども、特に一番最初の事故、こういうのは100、ゼロじゃないかと思いますが、そのためにも、以前も聞いたかもしれませんが、公用車に対するドライブレコーダー、それは今どのようにお考えですか。まだ1台もついていませんでしょう。今後、どう考えてありますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今現在、全車両で、自動車で普通自動車と軽自動車合わせて235台を市として所有しております。そのうち23台につきましては、現在、既にドライブレコーダーのほうは設備を整わらせていただいておりますが、今後も引き続き優先的に考えると、利用頻度が高い公用車につきましては今後も引き続き拡充をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

個人と個人の事故であれば、多少主張できますけれども、なかなか公用車というのが主張できないかと思ひます。職員の皆さんが事故をまず起こさないことが大事ですけれども、やはりそこは職員を守るためにも、ぜひ今後もドライブレコーダーについては積極的に考えていただきたいと思ひます。

これで終わります。

○3番（田中栄一君）

小さなことで大変申しわけないですけど、専決日と示談日の関係についてちょっとお尋ねします。

報告第11号、12号につきましては、専決日後に示談の日付がなされており、ところが今回の13号につきましては示談後に専決をされている。こちら辺、どうあるべきかというのをちょっと御説明をお願いしたいんですけど。

○議長（川口誠二君）

午前11時15分まで休憩します。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今回の事故につきましては、過失割合については100対ゼロということで、過失割合についての争いがないという見解でしたので、今回は示談書ではなく、免責証書の提出を受けて専決処分を行ったところでございます。

○3番（田中栄一君）

理解しました。ありがとうございます。

○18番（三角真弓君）

公用車が235台ということでおっしゃいました。これに対する保険料はどのぐらいあるんですか。

○財政課長（田中和己君）

10月末現在ですが、全車両について総額で2,194千円程度となっております。

○18番（三角真弓君）

毎回、専決がございまして。事故を起こしたくて起こしてあるわけではないというのはよくわかっておりますけど、事故が起こるたびに保険料は上がっていきますよね。こういうことは、事故を起こした方に対して、処分というのは全くないんですね。

○人事課長（牛島新五君）

事故を起こした職員への処分のことだと思いますけれども、過失による事故を起こした場合には、処分の対象とはなっておりませんので、処分としてはいたしておりません。

ただ、毎年、年末の交通安全運動の啓発活動として、セーフティ・ステーションといった名称で街頭啓発が行われております。こちらのほうに事故を起こした職員については参加をさせているということを実施しているところでございます。

以上です。

○財政課長（田中和己君）

保険料が上がるのではないかという御質問でしたので、お答えさせていただきます。

保険料は相当数については増額をすとお伺いしておりますが、今のところ、JAさんにお尋ねをしたところ、大きく変動することはないと伺っております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ですけど、全てJAさんですか。

○財政課長（田中和己君）

全てJAさんの一括保障特約付きの自動車共済に加入をしておりますので、よろしく願います。

○18番（三角真弓君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第77号 専決処分について（平成30年度八女市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

笠原小学校のアスベスト除去ということのようですけれども、笠原小学校はいつ建設されたのか。それと、これは工事請負契約で入札されたと思いますけれども、指名競争入札ですかね。入札方法をお尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

建設年は昭和54年でございます。

それから、入札に関しましては、契約事務審査委員会にかかりまして、結果的には指名競争入札になっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

当初はアスベストがないということで入札が行われたのか、あるいは恐らくそうだろうと

思いますけれども、基本的に平成18年以降の建物には法を守っておれないということです。逆に言えば、その前の建物には含まれている可能性があると言われていると思います。ですから、当然、昭和58年でしたら、以前ですので、あるという前提で一応は疑ってかかって入札を行うというのが私は普通かなと思っております。

入札のいきさつ、結局、その当時はないということで入札が行われ、後でアスベストがあったということで補正をされたのか、そこら辺のいきさつをお尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、アスベストにつきましては、吹きつけアスベストの使用禁止が昭和50年で行われました。建物の建設が昭和54年で行われましたので、その後の調査、学校施設等を含めた公共施設の調査等にあつては、笠原小学校につきましては、アスベストは使用していないという形ですと取り扱ってきました関係で、それを実はうのみにしていたところがございます。本来であれば、もっともったいい意味で疑ってかかるべきだったでしょうし、慎重な判断が求められたところだと思いますけれども、そういったアスベストがないという形での解体の設計を行ったというのが実情でございます。今後、しっかりとそこら辺は反省して気をつけていかなければいけないと考えているところでございます。

○教育部長（永溝弘幸君）

アスベストの件でございますが、吹きつけアスベストについては、今、黒木支所長が申したとおりですが、今回の分は壁等の塗料に含まれているアスベストということで、これの調査というか、これが基準になったのが平成26年度からだそうで、塗料に入っているアスベストですので、飛散するおそれがない、心配がないので、校舎の解体とか補修とか、そういうときに撤去をする形になっているということです。

以上です。

○21番（森 茂生君）

飛散する必要がなければ、別にいいわけですが。飛散するおそれがあるから、わざわざアスベストを除去ということで補正を組まれたわけでしょう。飛散するおそれがなければ、今までどおりやられた普通の解体工事でよかつたのではないですかね。そこら辺の説明、納得するような説明をお願いします。

○教育部長（永溝弘幸君）

解体の場合が飛散をするおそれがあるということです。通常の方では飛散するおそれはないということです。

○21番（森 茂生君）

ですから、当初はわからずに、ないという前提で解体をしようとした。そして、いざ解体

しかけたら、塗装に含まれて飛散するおそれがあるからということが流れだろうと思います。

入札の見積りするとき、業者がいろいろ調べて見積りを出してくれるのかなと思っています。

実は、私も1つビルにかかわっておりまして、そこも当初は見積りをしてもらった、あるということだった。次の日、業者が見たらないということ、また次の業者が見たらどうもあるらしい。ころころ変わって、いわゆる信用できないんですね。ですから、最終的に18日、また再検査してもらおうようにしているんですけども、業者によって、ころころあたりなかったりするわけです。ですから、そこら辺は慎重にやるべきではなかったのかと言っているわけで、そこら辺の私が調べたのでは、平成18年以降は基本的に法を守っておれば、今後使ってはならんということになっているようで、平成18年以前はあるという前提でかかるべきだと私は思うわけです。そこら辺のところをお尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

先ほどの教育部長の説明と少し重なる部分はあるかと思いますが。また、今、議員のほうから平成18年という一つの基準になる年度のお話が出たところでございますが、確かに今おっしゃった平成18年以降についてはアスベストの使用が禁止をされております。したがって、それ以前の分であれば、建物の中にアスベストが含まれている可能性があるということだろうと思いますが、塗装の部分につきましては、教育部長が先ほど言いましたように、塗装吹きつけをしているだけでは飛散をしないと。したがって、今回、建物を解体するに当たって、その形状を変えるということ、その場合に飛散をするということですので、その塗装につきましても、アスベストの除去が必要になったということでございます。

したがって、現状といたしましては、建物の中に塗装の部分と煙突の部分、2カ所、アスベストが含まれているということがございまして、それぞれをそれぞれの方法で除去するというございまして、それにかかわります専決をお願いしているということでございます。よろしく願いいたします。

○21番（森 茂生君）

当初の入札のとき、結局このお金で解体をお願いしますというふうに入札がもう終わっているわけでしょう。新たに出てきたからまた追加ということになれば、当初の入札が完璧ではなかった。こう言っちゃ失礼ですけども、わざと安く見積もって、後から出てきました。また追加をお願いしますじゃ、当初の入札が非常に曖昧と思うわけです。契約の中でその金額でやりますということであれば、アスベストが出て、業者はそれでやらないかんといい契約じゃなかったんですか。それとも、そういう場合は後から追加でいいんですかね。私は当初、きちっとした契約をしとけば、そのままの金額で解体せにやいかんのかなという気がしたんですけども。

○黒木支所長（井上秀樹君）

先ほどのお答えの中に、当初、我々がアスベストを含んでいないという判断で設計をしたという説明をさせていただいたところです。それにつきましては、我々のミスといたしましうか、もっともっと適切にその状況を把握した上で設計をすべきだったと思っております。そういう条件の中で設計をし、入札にかかったということでもございますので、その後、入札業者と現地を確認した際に、アスベストの可能性があると指摘を受けた上で調査を行ったという流れがございますので、そこについては業者の企業努力でということにはちょっと厳しいのかなということを判断しております。

○総務課長（野田勝広君）

法律の面でお答えをいたします。

公共工事の品質確保に関する法律第7条第5項に発注者の責務が記載されておりますけれども、設計図書に予期せぬ事態が生じた場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額、または工期の変更を行うことと書かれております。

私は今回の場合につきましては、この予期せぬ事態というものに当たると思っておりますので、こちらのほうで処理をしておるものでございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。業者の責任というより、発注者側がそういうことで発注しているからということですね。むしろ発注者側の責任ということですね。わかりました。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

入札が平成30年8月29日、履行期間が平成30年9月5日から平成30年12月14日となっております。同時期ですけれども、白木小学校においても解体工事となっております。

まず、笠原小学校の解体工事のほうからお聞きします。当然9月5日から入られたのかどうかわかりませんが、一応12月14日で終わるということになっております。いつから工事に入られて、どの時点でアスベストが塗料に含まれておるということがわかったのか、まずお聞きします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

8月の終わりの入札で業者が決まりまして、9月6日に業者とともに現地調査を行っております。その際に、そういうアスベストの可能性が指摘をされたので、その後その事業に着手する前段にアスベストの調査に入っているという状況でございます。

アスベストの除去に係ります工事につきましては、来週11日ですね、月曜日になりますかね——から開始をする予定でございます。これまでの間につきましては、そのアスベストに

関係のない内装等の工事を先に先行してやっているという状況でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

解体工事、要するに見積額、これは恐らく設計業者が見積もったと思います。ということでしょう。職員が見積もったわけじゃないでしょう。いかがですか。

○黒木支所長（井上秀樹君）

今のは解体に関するものですか、アスベストに関するものですか。

○9番（牛島孝之君）

解体工事幾らという積算をする場合、当然、入札業者じゃなくて別の方が計算されると思います。そのときには、設計業者は外壁にアスベストを塗ってあるということは全然わからなかったということですね。

○黒木支所長（井上秀樹君）

設計業者のほうにその解体の委託をお願いしているところでございますけれども、その際、設計業者のほうは把握をできておりませんでした。その塗装剤の詳細な名称も、当初の建築のための設計図書の中には入っていなかったと聞いているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それこそ、よく見つけられたなど。解体で入札された方が見つけられたことは非常にいいことだろう。アスベストというと、確かにいろんな問題があります。アスベストと聞いただけで飛散するんじゃないとか、いろんな心配があると思うんですよ。当然、笠原小学校は集落の中にあるようですけども、集落の方に対する説明は行われたのか、お聞きします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

周知につきましては、解体をする際にも、一度区長さん方に説明をいたしまして、地域の方々には回覧文書で周知をしたところでございます。

アスベスト等の確認後につきましては、同じように笠原地区の代表区長——笠原小学校の所在地が笠原地区の代表区長の所管といましようか、地域になりますので、その代表区長に説明をして、地域の区長さん方にも説明をしております。また、御承知かと思えますけど、11月18日に笠原まつり等が会場で開催をされるということもございましたので、その役員さん方にも周知をさせて御理解をいただいているところでございます。

また、来週から工事に入りますので、当然、工事に際しての周知につきましては、看板等設置をしておりますし、チラシで地域の方々にも改めて周知をしております。また、業者は業者のほうで、周囲については具体的な話で周知をしてもらうように依頼をしているところ

でございます。

周知については以上のような形で取り組んでおります。

○9番（牛島孝之君）

笠原小と別に旧白木小学校においても平成30年10月4日入札ということで業者が入札されております。財政課の管轄される公共施設、解体予定とかそういうのが当然幾つもあると思います。そういうのについては、こういう事例を参考にされて、当然、解体時じゃなくて、今の時点で調査をされるのか、まずお聞きします。

○財政課長（田中和己君）

財政課として管理をさせていただいている公共施設につきましては、今後のその後というか、将来的なあり方、施設が必要なのか、そうでないのかとか、そういったところで、必要ないということで判断された場合には、何らかの形で解体工事などが必要になるかと思っておりますので、その設計にかかる前にはこういった調査を随時行いたいと考えております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

公共施設については、当然建設されたときの設計図書とか、そういうのが恐らく半永久的には残っているんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういうのも点検されて、解体において地域住民が心配されないように要望しまして、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

賛成多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第78号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第79号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第80号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

まず、着席のまま質疑をすることを許可していただきたいと思います。

○議長（川口誠二君）

はい、許可いたします。

○24番（松崎辰義君）

それでは質疑を行います。今回の改正というのは、連携確保の義務化ということで、卒園後の受け皿確保の連携、それから食事の提供の外部からのやつを認めるということと、自園調理に関する規定の猶予期間が5年から10年間に延長された、この3つだと思いますけれども、もう少しこの内容について説明をお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

家庭的保育事業でございますけれども、まず子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始いたしました。その折に、支援新制度に移行した4つの保育所、小規模保育所であったり、家庭的保育所、居宅訪問型保育所、さらには事業所内保育所、4つの保育所がございますけれども、俗に地域型保育所ということでは言われている保育所でございます。この保育所に関しての設備等の基準を定めた条例でございます。

今回の改正が、いわば保育所等との連携の義務化が少し緩和された。連携確保の義務化と申し上げますと、小さい保育所が多いことから、いわば代替保育の提供、あと体験型保育であったり、相談業務なんかの保育内容の支援、さらには事業所内保育所以外につきましては、ゼロ歳から2歳までの保育でございますので、3歳以降の卒園後の受け皿の確保という3つが連携協定で結ぶ大きな義務化ということになっているんですけれども、その連携をする施設が、いわばこれまで保育所、認定こども園、幼稚園であったことがこれまでの条例でございますが、新たに家庭的保育事業者も加わることができるようになったというのが1点目の改正でございます。

2点目の改正点につきましては、家庭的保育、1人から5人の保育事業でございますが、そちらに関しての食事の提供でございますけれども、基本的にはどの保育所も自園調理が基

本でございます。ただ、食事の提供の特例として、5年間の猶予期間として自園調理に加えて食事の提供を連携施設、関連法人、学校給食法の調理場から搬入することができるのがこれまででしたけれども、民間等の外部施設からも搬入がふえたというのが2点目の改正点でございます。

3点目は、その2点目の家庭的保育事業の食事の提供の猶予期間が5年ということであってあったものが10年間、平成27年度から制度がスタートしておりますので、平成27年度から平成31年度までの猶予期間が平成27年度から平成36年度まで延びたという状況でございます。

改正の内容は以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

まず、連携ですけれども、今までの保育所、認定こども園、幼稚園に加えて家庭的保育事業者が入ったということですが、認定こども園を含めて保育所、幼稚園はわかりますが、家庭的保育事業者というのはどういうものなのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

家庭的保育事業と申し上げますと、先ほど4つの保育所がございますということで話をさせていただきましたけれども、6人から19人までの児童を預かっている小規模保育所、1人から5人までの児童を預かっている小規模保育所、1人から5人までの児童を預かっている家庭的保育所、さらには1対1での居宅訪問型がございます。いずれにしても、ゼロ歳から2歳までが対象となっている施設でございます。

ほかには事業所内保育所というのがございますけれども、これにつきましては人数、年齢には制限のないところで事業所を設定することができます。この4保育所が家庭的保育事業と呼ばれているものでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

さっき説明を受けましたが、小規模、家庭的、そういうものでは、ゼロ歳から2歳までということであれば、これは連携ができないとなるかと思えます。

先ほど言われました事業所内保育、これが人数、年齢には制限がないと言われましたけれども、調べてみますと、事業所内保育というのはゼロ歳から2歳まで、制限がないのは企業主導型保育事業となっているようです。

ですから、今言われた事業所内保育というのが、これの対象になるとは考えられないと思いますが、この点はどう考えてあるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

通常で申し上げますと、八女市内にも事業所内保育所がございます。病院内保育所でしたり、事業所内保育所ということで、届け出保育所ということがございます。ここでうたっております事業所内保育所と申し上げますのは、届け出保育所の事業所内保育所ではございませんで、新制度に移行していただいた、いわば事業所内保育所と呼ばれるもので、実は新制度に移行する際も八女市でも論議がなされたところですが、約4分の1の定員20人であれば5人ほどの地域枠を設けないといけないということで、実は断ってこられた経過があるんですが、新制度に移行した保育所につきましては、それぞれの事業者で設定をすることができますけれども、年齢の幅がゼロ歳から2歳まででなくて、3歳以上も保育することができるという内容になっているところがございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、今までの認識と若干違って、新しい制度、新制度の中で事業所内保育が認められていくということになるか。これは、つまり来年度からということになるわけですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

事業所内保育所につきましては、既に平成27年から新たな制度としてスタートしておりますので、平成27年度からのスタートでございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、今現在でも事業所内保育はそういうこととして認められているということで理解していいですね。これはそれでわかりました。

じゃ、八女市にこういう連携協定を結ばなければならない——小規模だと思えますけれども、何園あるのか。そして、連携協定が完全に今の段階で結ばれているのか、その実態というのはどうなっているのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

八女市におきまして、家庭的保育事業なるものは、給付費で地域型保育ということで予算を出させていただいている保育所でございます。具体的には小規模保育所3保育所が該当施設でございます。今現在、保育所等との連携を行っている施設は1保育所でございます。ですから、2保育所がまだ連携ができておりませんので、猶予期間5年間と申し上げますと、平成31年度までに協定を結ばなければならないということになってまいります。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、まだ2施設が協定を結ばれていないということでは早急に結ばなければな

らないということだろうと思いますが、この制度が変わったことについての保護者への説明はなされているんですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

この新制度に移行する際の地元説明というのは当然行っているところでございますけれども、今回の改正に関しましての地元説明というのは行っていないところでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

説明はする必要があるかと思いますが、その点は今後どのようにお考えなのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

この協定に関しましては、市も関係をして連携協定を結ぶ必要がございます。このことに関しましてはちょっと園と連携を図って、できるだけ連携できる保育所の探索に協力をしていきたいということで考えているところですが、具体的にまだ保護者というところまでの説明まではちょっと及ばないのかなということで思っているところでございますけれども、連携できる保育所の探索を同じ保育所と一緒に探してまいりたいということで、それについて努力をしていきたいということで考えているところでございます。

○24番（松崎辰義君）

やはり皆さん知る権利があると思いますし、変わったことについてはきちんと説明を、それがどういう形であれ、説明をする必要があると思います。

それから、今言われた事業所内保育、これは全ての方が保育士の資格を持っておられるのかどうか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

新制度に移行しました家庭的保育事業でございますが、八女市内では小規模しかおりませんけれども、小規模につきましては保育所の基準と合わせたところでの制度となっております。

さらには、ほかの事業所内保育所につきましても同様でございます。

○24番（松崎辰義君）

資格を全員が持っているということで理解していいですね。

それから、やっぱり新制度に移行するという部分では非常に不安を持たれると思うんですよ。ですから、丁寧な説明が私は要するだろうと。それから、食事に関してですが、今までは連携施設、関連法人、学校給食法の共同調理場、こういうところからの搬入は許可をされておりました。これに新しく外部からの搬入ということについても、これはやっぱり心配さ

れる部分だろうと思いますけれども、現在、3園があると言われてましたが、ここの食事というのは今どうなっているのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

現在あります3園の小規模保育所につきましては、全て自園調理ということになってございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、今のところ問題はないということだと思いますが、ただ、こういう条例をつくれば、そういう事態が出てきてもおかしくないし、そういうことを希望されれば、これを認めざるを得ないというのが現状だろうと思いますので、これもかなり問題があるのではないかなと思うところであります。

それからもう一つは、今まで非常に小規模な上に自園での食事というのの厳しさゆえからだと思いますが、5年間の猶予期間があったと。それをさらに5年間延ばす、10年に延ばす。これはやっぱり規制緩和の中で本当に子どもたちがどうなっていくんだろうとしか思えないわけですね。やはりアトピーも含めているような子どもたちがおりますから、そこは自園できちんとその子どもたちの状況を見ながらつくっていくのが原則だと思いますし、これは平成26年の9月に審議をしております。その折にも申し上げましたけれども、やはりそういうことで外部からのものを認める。そして、それをましてや10年に延長するというのはどこからこういう発想が来たのかと私たちは思うわけですが、これについて市はどのように思っておられるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

現時点で国のほうを中心に子育て安心プランなるものが今進められておるところでございます。皆様も御存じのとおりでございますけれども、量の確保というのが1つ大きな問題点でございます。

さらには、両輪ということでは言われてはいますが、保育の質の確保というの也被言われておるとことで、やはり量の確保とあわせて質の確保も必要であるということでは思っております。ただ、全国的に見ますと、まだ受け皿がやっぱり少ないという状況の中でこのような検討がなされたものであるという認識をしているところではございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

私は議案第80号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は要件の緩和であり、改正ではなく改悪と言わなければなりません。家庭的保育事業は、保育所等との連携確保が義務化されています。今までは保育所、認定こども園、幼稚園との連携協定を結ぶようになっていたものに、家庭的保育事業者等を加えるものになっています。これらは来年度からの新制度への移行によるもののようですが、保育の内容が下がるものと思われません。

次に、食事の問題です。今までは自園調理を基本としながらも、小規模であるため、連携施設、関連法人、学校給食法の共同調理場等からの搬入を認め、5年間という猶予期間がありました。平成26年9月議会で提案されたときも、私たち日本共産党は自園調理にすべきと反対をしましたが、今回、今までのものに外部搬入施設を算入させるというもので、保育の質の低下が大きな問題となると言わなければなりません。しかも、5年だったものを10年に延長されるなど、保育の放棄ともとれかねない内容だと考えます。幸いに八女市については全てが自園調理をするようにされておりすけれども、やはりこのような条例を設置することで、そういったことが今後起こる可能性が大いにあると思われれます。

地域の将来を、また日本の将来を担う子どもたちを手厚く支援するということが我々大人がやるべきことではないでしょうか。これらの内容は保育の質の向上ではなく、低下させるものであり、断じて認めるわけにはいきません。よって、反対の意を表明して、討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決しました。
議案第81号 八女市子育て支援総合施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

この理由の中に、八女市子育て支援総合施設に子育て世代包括支援センターを設置することとなっております。この子育て世代包括支援センターというのが今まではあったのか、今回、センターというのを設置は出ていますけれども、今まではどこでそういう包括支援をしてあったのか、お聞きします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

厚生労働省から出ております通知によりますと、児童福祉法の一部を改正する法律において、母子保健法の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないとされております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それでは、子育て世代の対象とするお子さん、何歳から何歳ぐらいまでを想定してありますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

母子保健事業と子育て支援事業を中心に支援をしておりますので、中心的には就学前が中心になってまいりますけれども、子どもという定義の中では18歳までを対象として対応していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

きのう、同僚議員が聞かれました母子支援センターひまわり園、ここでは年間たしか4,000件という相談があつておると聞いておりますが、ここの兼ね合いはどのように考えてありますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子育て世代包括支援センターの設法の流れでございますけれども、今、全国的な児童虐待が多くなつておるといふ状況の中で、本年度も13万3,778件の児童相談所への虐待の相談件数があつてございます。

さらには、年間80人の子どもの命が亡くなつておるといふこと、それとその80人のうち、

約65%が1歳未満児で命を落としておる状況の中で、今回の子育て包括という流れの奥には、子どもの虐待への対応ということが強く求められておるところでございます。ですから、いわば妊娠前から出産後、子育て期の大変な時期に、そこに対しての重点的な支援をしていくということで今回の包括支援センターの立ち上げということになったところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

いや、そういうことを聞いているんじゃないなくて、母子支援センターひまわり園というのが現実にあるわけですね。非常に年間報告はあっていると思いますけれども、実際、入所しようとする方、あるいは退所した方、その方からも現実に相談業務があっているわけですよ。どうかすると、夜中にも出ていくことがあると園長にはっきり聞きました。そういう場合に、それではここに母子保健に関する事業とか、母子保健向上のためとか書いてありますが、それならこの子育て支援センターは何時から何時までですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

時間につきましては、定時の8時半から17時15分でございます。

○9番（牛島孝之君）

言われたように、恐らく5時15分、若干延長はあるかもしれませんが、その中で現実に相談できる人ばかりじゃないわけですよ。夜中に相談したいと、いや、うちはもう閉まっていますよと、恐らく何か録音したような声が仮に聞こえるかもしれませんが、そういうときに子育て世代包括センター、誰も悪いとは言っていないよ。これと母子支援施設との連携は今後どのようにされますかということ聞いています。

○子育て支援課長（平島英敏君）

質問の内容につきましては、いかに相談業務の連携ができていくのかという御質問かと思えます。まさに母子の方の相談の支援とあわせて、包括、それとあと、子育て支援のほうには要保護児童対策地域協議会なるものも持っております。それぞれが連携をして、いわばそれぞれの子どもさん、母子の対応に当たっていきたいということで考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

確かに八女市が子育てに、出生祝金とか入学祝金にしてあるのははっきりわかります。それは隣接する他の市町村に比べて充実していると思いますけれども、やっぱりDVを受けた方とか、子どもが虐待されているとか、そういう方の本当に行き場所、相談する場所。当然、定時というのはわかりますよ。ただ、定時以外にやっているところが現実にあるんだから、そことしっかり連携して、そういう時間内には相談できないけれどもという母子の方、お母さんだろうと思います。ぜひそういうことの連携を強くしていただくように要望して終わり

ます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決しました。

午後1時10分まで休憩します。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第82号 筑後中央広域都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第84号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がありますので、質疑を許します。21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

まず最初に、自立支援給付費についてお尋ねします。その中で就労継続支援B型給付、A型給付についてお尋ねします。

この給付について、済みません、ちょっとお待ちくださいね。それぞれA型、B型、何人ぐらい八女市で受けていらっしゃるのか。それに八女市内のそういう人たちを受け入れる施

設、A型、B型がどのくらいあるのか。それに八女市内に限らず、例えば広川に行ってい
らっしゃるなら広川の施設のほうに八女市から給付費が行っているかと思います。だから、
そういうところの数字なりをお知らせ願いたいと思います。

○福祉課長（白坂正彦君）

議案第84号の自立支援給付費の就労継続支援の考え方でございますけど、まず就労継続支
援事業について若干説明をさせていただきたいと思います。

障害者総合支援法に基づく一般企業への就労が困難な方でしょうがいをお持ちの方につい
て就労の機会を提供するというので、その生産活動を通じての知識と能力に必要なための
訓練、そういったものをしょうがい者福祉サービスということで供用しているものでござい
ます。

その中ではA型事業所、そしてB型事業所ということで、それぞれの取り組みといいます
か、支援の方法があります。A型事業所というのは、雇用契約を結んで雇用をするというこ
ろで、B型事業所は雇用契約を結ばないでの取り組みということでの支援ということになり
ます。

その中で、議員からの御質問で、この給付を受けている人数についてはどれくらいの人数
がいらっしゃるのかということでございますので、福祉課の資料でお答えさせていただきます
と、本年度10月末現在ですけど、A型事業所では118名、B型では240名でございます。こ
の数字は昨年3月末よりも、もう既に超えておるという状況でございます。今回の補正
予算として計上させていただいているような状況でございます。

また、市内においてのA型事業所の数でございますが、現在、A型の福祉サービス事業所
が5カ所ございます。また一方、B型の福祉サービス事業所につきましては17カ所というこ
とになっております。これが毎年毎年ふえておりまして、しょうがい者の就労支援というこ
とでの受け皿としてふえているような状況があると思います。

そのような中で、市外の事業所についてどれだけの給付をしているのかということは、福
祉課のほうの手持ちでそこまでの資料を持ちませんので、また後ほど答えさせていただき
たいと思います。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

両方合わせて、ちょうど1億円程度の補正ですけれども、補正に至った理由、人数という
のはそう大幅に変わりはないのかなと私は思っています。ですから、何か著しい法改正なり、
その原因は何なのかをお尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明申し上げます。

約1億円相当の補正をお願いする理由といたしまして、2つございます。まずはこれまでの障害者総合支援法に基づきますサービスの向上がなされているということ。また、近年では障害者雇用促進法だったり、あるいは障害者優先調達推進法、さらには平成28年4月に施行されました障害者差別解消法などの整備によりまして、病院、あるいは施設から地域での自立というしょうがい者の社会参加、いわゆる共生社会の実現というのが背景にあるのかなと思っております。

現在では、しょうがい者の雇用促進につきましては伸びが顕著にあらわれております。利用者の増が見込まれておりまして、5年前からしますと、A型事業所におきましては約1.6倍、そしてB型事業所においては約2倍の業者数がふえているということで、5年前と比べますと、そういった状況がございます。

したがって、利用者の数が大きな原因ではございますけど、あわせて最低賃金が毎年改正されております。その最低賃金の部分と重ねまして、3年に一度、大幅な報酬改定がございます。その改定の年が平成30年度ということでことしに当たっているところでございます。そういったところから、今年度における決算見込みといたしますか、扶助費の額を算出しますと、既定の予算では足りないということになりましたので、決算見込みを考慮した中で199,900千円の補正を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

大体理解できました。補正になった一つの理由として、最低賃金、10月1日より814円ということになっているようですが、A型に限って言えば、雇用契約を結んで就労を行う労働契約になるかと思えます。その場合、最低賃金は当然支払うということですので、その賃金の値上がりが当然跳ね返ってくるということで理解していますけれども、例えばA型に限って言えば、日額、月額、年額でもいいんですけども、おおむね1人当たりどの程度支給されているのか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

議員の質問に御説明申し上げます。

報酬単価ということになろうかと思えます。A型の事業所で、例えば4時間から5時間働いたという場合の1日平均給付単価につきましては、1人当たり5,860円ほどの金額になります。これがおおよそ平均的な部分になりまして、あとは就労時間の区分によって、それぞれの単価が決まっているということになります。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

A型は平均賃金が月にしますと全国平均は65千円だそうです。日額にしますと約6千円。

6千円掛け4時間の2,400円ということで、月額がどうも65千円、これが平均的な数字ですので、大体八女市の場合も平均の数字かなと思っております。

就労時間が四、五時間と言われましたけれども、大体平均で四、五時間ということで理解してよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

ですので、例えば、仮に計算しやすいように800円としますと、4時間にしますと3,200円、8時間にしますと6,400円ということになります。普通4時間が多いと聞いていますけれども、3,200円ということになって、ですから1日約6千円としますと、差額があります。差額でもって運営が行われている不適切な事業所が全国的にかなり多いと聞いております。その関係でかなり、いわゆる不正受給が相当ひどいと言われております。仕事という仕事はさせずに、来ただけで市から6千円入る。日当はさっき言われたように4時間で打ち切るから3,200円、その差額は丸々事業所に入るというシステムのようなようです。これを悪用して人数だけ囲い込んで、福祉の心ではなく、いわゆるもうけの心で運営している事業所はかなり多いとなっております。

この前、北九州市では9事業所で160,000千円を不正受給していたという報道もあって、この不正受給に関しては数限りなく出てきます。ですから、一つの理由としまして、株式会社も参入できるようになって、事業所が10年間で20倍にふえたと言われております。その中には福祉ではなく、金もうけのために出てきたという事業者が相当いるようです。

そこでお伺いしますけれども、八女市の場合、そういう事例はあったのか、あるいはそういうのが起きないような手だてはどのようにとられているのか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

A型事業所における不正受給等の事例とか、そういったものはないのかということの御質問かと思えます。御説明申し上げます。

八女市において、現時点におきましてはA型事業所並びにB型事業所での事業所と利用をされてあるしょうがい者の方とのトラブル、そういったものは一切まだ上がってきておりません。

ただ、議員御承知のとおり、過去にはA型事業所の悪質な取り扱いということで新聞にも掲載された経緯がございます。八女市においてもそのようなところがあってはいけないということで、しょうがい者の自立支援協議会という協議会を設けておりますので、そういった会議でA型事業所、あるいはB型事業所のあるべき姿ということで議論をさせていただきながら啓発に努めているところでございます。

なお、こういった事案がもし発生した場合につきましては、県の障がい福祉課と合い議をしながら情報共有をし、そして、県との方向性を確認した上で対応していきたいということで考えている次第でございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

そしたら、県と合同でいいんですけれども、いわゆる実施指導なるもの、おおむね3年に1回やられていると一般的に言われておりますけれども、八女市の場合、3年に1回は県と合同でいいんですが、実施指導なり現場に行き、実態調査をされているのかどうか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

福祉課における事業者への訪問、あるいはそういった対応についてどう考えているかということですが、その事業所が社会福祉法人で市の管轄である場合につきましては、議員言われるように3年に一度の法人監査等もありますので、その中で丁寧に調査をしていきたいということで取り組んでいるところでございます。

なお、株式会社等につきましては、いずれにしましても県が管轄になっていきますので、その株式会社、あるいは八女市が管轄する社会福祉法人以外でしたら、県のほうと協議をしながら進めていくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

ちょっと次のもありますけれども、もう一点だけお尋ねします。

ことしの4月1日に指導基準が改定されているようです。それによりますと、いろいろありますが、その一つに、利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保するのが原則ですよという指定基準が改正されていると聞いております。ですから、今までは市から来る6千円を充当して回していったという経過がありますが、そういうのはいけませんよ、原則自分たちが行っている事業は賃金が賄えるようなちゃんとした事業でないとだめですよ強い通達なり指導があっているかと思ひます。そのようなものを把握されているかどうか。その把握のもとにどう指導されたのか、お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

お答えいたします。

事業所が就労支援をしている方々への賃金の取り扱い等につきまして、県から指導があつているということで通知があつているところでございます。

なお、この通知の取り扱いについては、先ほど申しました自立支援協議会の中でいろいろ協議をしながら、そして、その自立支援協議会の中にはA型事業所、あるいはB型事業所、しょうがい者に関するいろんなさまざまな機関がありますので、その中で丁寧に議論しながら、そして、周知に努めていきたいということで、今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この中で、施設外就労が自分の中で賄いきらんもので、しょうがい者を連れてよその企業に出かけて行って、何とか帳尻を合わせようという動きが急速に広まっていると聞いております。ですから、ある事業所に行っている人に私がお尋ねしたら、急に外に出かけていくのがふえたと実際に言われております。自分のところの事業がうまくいかんものだから連れて行って、外で仕事をやらせて、帳尻を合わせるといふ事業所も実際あると私は聞きました。そういう点もひとつ今度の改正のもとに逃げ道として、そうとっている事業所があるかもしれないので、よろしくお願ひします。

次に行きます。

林業振興費の中で、荒廃森林整備工事費というのが出ていますけれども、この予算の内容をお尋ねします。

あわせて、荒廃森林再生事業費の補助金、なぜ減額になったのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

内容を御説明いたしたいと思ひます。

工事費につきましては、当初計画におきまして、今年度から一応荒廃森林事業は平成20年から平成29年度で1期が終わって、さらに平成30年度から新たな制度で進められるような形になっております。

その中で工事請負費につきましては、当初計画において荒廃森林における強度間伐を283ヘクタール、それから侵入竹の伐採を約20ヘクタール、合計303ヘクタールで計画しておりました。その後、詳細調査によりまして、県のほうにも増工の要望をいたしまして、それが認められましたので、変更後として間伐事業につきましては300ヘクタール、それから侵入竹伐採につきましては110ヘクタールにしまして、計410ヘクタール、約107ヘクタールを増工したというところでの工事請負費の増額となっております。

あわせまして、補助金につきましては減額をしております。実は先ほど御説明いたしましたが、平成30年度から制度もちょっと新たになりまして、その中で自伐用機材の、例えば、グラップルつきショベルとかを林研グループあたりが整備する場合は、それに対して補助がある。あわせまして、小規模な集出荷場をそういった林研グループあたりが協議会をつくってすれば、それに森林環境税のほうから補助金を出しますよというところでの新たな制度が発足しました。

その中で、集出荷場の整備が当初計画で上げておりましたが、募集をかけたところ、林研グループの応募がございませんでした。これはやはり土地の問題等々も集出荷場につきましてはありますので、そういった部分で集出荷場分を減額しているという状況でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

了解しました。

ちょっと時間がありませんので、最後のグリーンピア八女の整備工事費ということで予算書になっていきますけれども、これだけではどういう工事が行われるのかさっぱり理解できませんので、どういう工事が行われるのか、お伺いします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えさせていただきます。

この当該工事につきましては、グリーンピアにおきます飲料水の確保のための井戸ボーリング工事でございます。現状から説明をさせていただきますと、現在、飲料水用の井戸が2基ございます。その2基を併用しているという状況の中で、そのうちの1基の水中ポンプが15年程度経過をしているという状況がございます。本来であれば、その水中ポンプを引き上げて、ポンプの更新をかけるという時期でございますけれども、実はそのポンプが井戸から引き上がらないという状況が続いております。

これにつきましては、平成19年度に1度、ポンプを点検するために、ポンプの布設後3年程度だったようですが、その時点で引き上げようとしたときに引き上げることができなかったという状況がございます。ポンプ自体はまだその時点で新しい状態でしたので、継続して利用してきたところでございますけれども、14年、15年と経過する中で、さすがに老朽化が進んでいるということも予想されますので、昨年度、平成29年度に再度ポンプの引き上げを試みた経緯がございます。

ただ、その時点で、そのポンプが微動だにしなかった。専門の業者に委託をしておりますので、その専門的な対応を試みていただいたところでございますけれども、クレーンでも引き上げられませんでしたし、バックハンマーといって、重しをどーんと上から落とすような方法でも動かなかったという経緯がございまして、ことし新たな井戸を掘るということで適地の調査をした経緯がございます。

ただ、実はことしの8月にその井戸ポンプがとまりまして、右往左往した経緯があるわけですが、7月、8月というのはプール等で使いますので、グリーンピア自体では1年を通して一番水を使う時期です。その状態ですと水が不足をして、プールの営業ができなくなるという状況に陥りましたので、それを回避するために年度の中途ではございますが、今回、井戸ボーリングのための経費をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

経過はわかりました。ちょっと今、気になったのが、掘ってから3年後、平成19年に引き上げられなくなったという説明だったと思いますけれども、この井戸の場合、保証期間なん

かがどうなっているのか、お尋ねします。

それから、当然三千二、三百万円ですけれども、前回掘った井戸と比べて、この金額が妥当かどうか、私たち全くわかりませんので、前回のときの井戸の金額が幾らだったのか、お尋ねします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

前回の井戸の掘削につきましては、平成元年といいたいでしょうか、平成の頭の時期に掘削をしております、そのときのデータをちょっと手元に持ち合わせておりません。保証期間というものにつきましても、少し勉強不足なところはございますが、状況を見てみますと、井戸の中で250メートルぐらい掘削をしているわけですけれども、その中の一部、82メートルから105メートル地点に凝灰岩があるということで、その凝灰岩が全体的に見るとそこが軟弱な部分があるということでございまして、そこが土中の圧力でボーリングのケーシングを圧迫して水中ポンプを揚水するための送水管を固定したことによって水中ポンプが揚がらないという状況のようございまして、これについては井戸の布設からはもう30年近くもたっておりますし、市として新たな井戸を掘削するべきであろうという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私がお尋ねしたかったのは、3年ほどでそのようになったというのであれば、保証期間がきちっと当初請け負うときに明示されていなければならぬのかなと思います。例えば、パソコンを買う場合、1年保証期間ありますよ、追加料金を払えば5年間も延長できますよというのがあります。それと一緒に、井戸を掘ったときに何年間かは保証期間なりそういうのがあるような気がしますけれども、そこは明確にやっていただかないと、また今回のような掘ってからまたすぐ出てきた——トラブルが起きたということになれば、また掘らにやいかんかもしれません。そういうところをきちっとどのくらいになっているのか、お答え願いたいと思います。

○黒木支所長（井上秀樹君）

井戸を掘削した際の保証期間については、申しわけございません。承知をしております。

現在のポンプが既に15年程度経過をしておりますけれども、その平成15年ぐらいにポンプを布設した際に、前のポンプが十四、五年程度もたっていたという状況もございまして、ですから、2回目のポンプの更新で引き上げができなかったという状況でございまして、今回、井戸の掘削に関しましては、議員御指摘のような部分についても事前に調査をして対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

もう時間がないので、これ以上言いませんけれども、幸い建設経済常任委員会に付託されますので、その点はよろしく御審議いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く25人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従い、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いをいたします。

議案第85号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、10日から委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時46分 散会